

## 市長所信表明（令和２年１２月）

おはようございます。

本日、令和２年１２月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜りありがとうございます。

定例会に臨みまして、当面する諸課題への取り組み状況と今後の市政運営に対します所信の一端を申し上げますとともに、提出議案のご説明をさせていただき、議員各位はじめ市民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、私は昨年１０月２７日に、市民の皆様からのご信任をいただき、吉野川市長に就任をさせていただきました。就任の際、申し上げました「市民の皆様の小さな声にも心を寄せ続けること」そして、「令和の時代の吉野川市・創生に全身全霊を捧げる覚悟」と宣言して１年余りが経過したところでございます。

これまでの１年間は、私が掲げました基本政策を元に、市政の基盤となる行財政改革による「組織体制」と「財政運営」の改善強化に全力を尽くしてまいりましたが、私が市政運営に邁進することができましたのは、市議会並びに市民の皆様のお力添えのおかげでございます。この場をお借りいたしまして、厚く感謝申し上げます。

しかしながら、この後、述べさせていただくとおり、本市財政の将来見通しは非常に厳しい状況であり、課題も山積する中、「新しい吉野川市」へと生まれ変わるには、道のりは大変険しいものと考えており、これまで以上に、より一層の行財政運営の効率化を図っていかねばならないと感じているところでございます。

今後、本市の将来のまちづくりを見据え、より効果的な市民サービスの提供に向け、市政運営を着実に推進するためにも、成果を重視し、スピード感を持って、引き続き、限られた財源の中ではございますが、きめ細やかな施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

それでは、「本市の財政状況」について申し上げます。

令和元年度をもって合併に伴う財政面での優遇措置が終了し、厳しい財政運営を余儀なくされることから、令和2年度を「財政構造改革『元年』」と位置づけ、当初予算の規模を大幅に縮小するなど、身の丈に合った財政運営に努めてきたところでございます。

しかしながら、このたび行った今後の「中期財政見通し」においては、来年度以降、歳出が歳入を上回る収支不足の状況が続き、このままでは、遅くとも令和6年度には財政調整基金、減債基金及び地域振興基金が底をつき、赤字団体に転落するという、極めて厳しい試算結果が明らかになったところでございます。

まさに、吉野川市発足以来の危機的状況であることから、この見通しを、先般、議員各位には、ご説明させていただいたところでございます。

既に、市民の皆様からも不安やお叱りの声をお聞きしており、私自身、市政を預かる身として、これまでにない強い危機感を抱くとともに、市民の皆様の声を重ね受け止めております。

こうした中であって、ただ先行きを悲観するのではなく、現状を冷静に見極め、職員一人ひとりの知恵と工夫を総動員し、これまで以上に汗を流しながら、未来への展望を切り拓くため、

- ・ 費用対効果の観点からの既存事業の徹底した見直し
- ・ 行政サービスには一定の負担を伴うという受益者負担の意識の徹底
- ・ 広告事業の拡大やネーミングライツの導入など、新たな歳入の確保
- ・ 遊休資産の売却促進や民間活力の導入
- ・ 新規プロジェクトの凍結や大規模事業の中止・延期

など、従来の考え方や手法にとらわれることなく、抜本的な行財政改革に全力で取り組み、庁内一丸となってこの危機を切り抜ける覚悟であり、ここに、吉野川市の「『財政危機突破』への決意を宣言」するものでございます。

これから先は平坦な道のりではございませんが、議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご協力があれば、決して達成できないことはないと考えております。

改めまして、皆様方のお力添えを心からお願い申し上げる次第でございます。

なお、「財政危機突破」への強い姿勢をお示しするとともに、政策推進のための財源を少しでも確保するため、市長である私と、副市長・教育長の給料月額を、来年1月から3月まで減額することとし、本日、条例案を追加提出させていただいたところでございますので、ご審議を賜りたいと考えております。

次に、「国民健康保険税の税率改定」について申し上げます。

本市の国民健康保険の運営にあたりましては、「被保険者の負担は少なく、医療給付は手厚く」との考えから、平成23年度に税率の改訂を行って以来、毎年度の単年度収支の不足分を財政調整基金によって補填することで、現行の保険税率を10年間維持して参りました。

しかしながら、基金の減少と一人当たりには掛かる医療費が毎年上昇を続ける中、現行の保険税率のままでは、今後、安定した財政運営が困難であるとの判断から、国民健康保険財政の適正な収支バランスと安定した運営を行うために、令和3年度に向け、保険税率の改定を行うこととし、本定例会に関係条例の改正案を提出させていただいたところでございます。

また、あわせて、今後におきましては、制度の改正や国民健康保険事業の財政状況を見極めながら、状況に応じて税率等を定期的に見直す方針とさせていただいたところでございます。

一方で、国民健康保険事業の安定的な運営のために、様々な歳出削減を図るとともに、特定健診などを通じて市民の皆様の健康管理に取り組み、負担の軽減に繋げてまいりたいと考えております。

国民健康保険被保険者の皆様には、ご負担をお願いすることになりますが、給付の平等と負担の公平のもと、安心して医療を受けることができる態勢を堅持するための改定であることを、ご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

次に、「流域治水プロジェクト」について申し上げます。

国においては、気候変動による災害リスクに備えるため、1級水系の河川において、これまでの河川管理者等による治水から、流域のあらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」へと、方針を転換いたしました。

さらに、流域全体で緊急的に実施すべき流域治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として、今年度末までに策定・公表を行い、流域治水を計画的に推進することとされたところでございます。

本市においても、市民の皆様の安全・安心を守るため、1級水系である吉野川の流域治水プロジェクトに積極的に参画し、対策の一つの手段として、既存の農業用ため池を活用し、効率的な放流による洪水調節を行うことで、飯尾川上流域の内水氾濫の軽減を図ってまいりたいと考えております。

本定例会に、調査費などの関連予算案を提出させていただいており、来年度からの運用を目指して、関係各機関との協議を本格化してまいりたいと考えております。

それでは、最近の市政の動きについて申し上げます。

「成人式の開催」についてであります。

令和3年吉野川市成人式は、新成人の皆さんで構成する成人式実行委員会と市教育委員会の共催で企画・運営し、令和3年1月3日（日）に開催することといたしました。

開催にあたりましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を徹底するため、式典時間を短縮し、会場を例年実施しております鴨島公民館「江川わくわくホール」から、吉野川市民プラザ「メインアリーナ」へと変更するなど、徹底した感染対策により、20歳を迎えた成人の皆様に対しまして、祝福と激励をお贈りしたいと考えております。

成人式は人生の大きな区切りでもあり、一生に一度の思い出の日となりますので、新成人の方はぜひご参加いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況が今後どの様に推移していくかは予想が立たない状況でございます。「とくしまアラート」の発動状況等により、中止となる場合もございますので、その際には、ご理解を賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

次に、「地域おこし協力隊の活動状況」についてであります。

地域の課題である担い手不足の解消や活性化を図るとともに、本市への定住、定着を目的として、首都圏等から地域おこし協力隊3名が着任して8か月が経過いたしました。

この間、それぞれの隊員活動に取り組むだけでなく、まちおこしに意欲的な団体との交流や、団体が行う事業に積極的に参加するなど、意欲的に地域や地域における取り組みに参画いただいているところでございます。

また、松山市で行われた四国地区地域おこし協力隊員研修会に参加し、他市町村の隊員と情報交換や交流を深めるなど、隊員としてのスキルアップに努めていただいております。

今後も引き続き、隊員ならではの目線での活動により、本市の地域おこしに貢献していただくことを大いに期待しているところでございます。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

1点目は、「子育て・教育の満足度向上」についてであります。

「コロナ禍における小・中学校修学旅行等学校行事の実施状況」について申し上げます。

コロナ禍の影響で学校行事を変更・縮小せざるを得ない中、修学旅行の教育的意義や児童・生徒の心情に鑑み、市教育委員会独自に「実施ガイドライン」を作成し、学校現場と協議を重ねながら、安全安心を第一に考慮した上で、実施に向けた取り組みを進めてきたところでございます。

小学校におきましては、行き先を関西方面から、より安全な四国内や広島方面に変更し、実施してまいりましたが、本日、最後の11校目となる鴨島小学校の児童が、徳島県内の観光名所を巡る1泊2日の修学旅行に出発したところでございます。

既に旅行を終えた児童のみなさんからは、一生の宝となる思い出多い楽しい修学旅行になったとの感想をいただいております、好評を得ているようでございます。

また、中学校におきましては、12月以降順次実施する予定としており、平和学習の観点から広島方面や沖縄県での実施に向け、現在調整を進めているところでございますが、今後の感染状況を注視することは言うまでもありませんが、安易に中止と判断せず、生徒たちにとって意義深く、思い出多い修学旅行となるよう、実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

## 2点目は、「暮らし・福祉の満足度向上」についてであります。

「高齢者インフルエンザ定期接種促進事業」について申し上げます。

今年の冬は、季節性インフルエンザに新型コロナウイルス感染症が加わる同時流行が懸念されていることから、今年度限りの対応として、重症化のリスクが高い65歳以上の高齢者の方と、60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能などに障がいがあり、日常生活が極度に制限される方を対象として、10月1日から個人負担金を無料とし、医療機関において予防接種を行っているところでございます。

インフルエンザの流行や重症化を可能な限り抑えるためにも、該当される方で、未接種の方につきましては、早めの接種を行っていただくとともに、医療現場の皆様におかれましては、今なおワクチンのない新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取り組みに集中していただければと、切に願っているところでございます。

次に「マイナンバーカードの普及促進」について申し上げます。

令和2年11月22日時点における本市のマイナンバーカードの交付率は、21.9%となっており、5人に1の方がマイナンバーカードを保有している状況となっております。

本年1月から市民課窓口では、申請に必要な顔写真を無料撮影するなどし、オンライン申請のサポートを行っておりますが、マイナポイントの利用と並行して、申請者が急増していることから、更にスピーディに処理が行える「専用タブレット」を導入し、申請を済まされていない市民の皆様のお手伝いをさせていただくことといたしました。

令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証利用が開始されることに伴い、総務省からマイナンバーカードの未取得者へQRコード付き交付申請書が順次送付される予定となっております。また、それに合わせてマイナンバーカード取得に向けた県下一斉キャンペーンも実施される予定となっております。

今後、マイナンバーカードは、デジタル社会の基盤となるツールとして、急速にその取得が高まっていくことが予想されることから、導入する「専用タブレット」を最大限に活用するなど、サポート体制を整え、利便性の向上を図るとともに、マイナンバーカードの普及促進により一層取り組んでまいりたいと考えております。

市民の皆様におかれましては、ぜひこの機会に、市民課窓口での便利な申請サポートサービスをご利用いただけたらと思います。

次に「喜来地区資源化ごみモデル集積所移転事業」について申し上げます。

現在、本市では、再資源化が可能なごみのうち、「缶」・「びん」・「ペットボトル」・「古紙」などを、昼夜を問わずいつでも持ち込むことができる「資源化ごみモデル集積所」を市内9箇所に設置し、リサイクル率の向上を図っているところでございます。

そのうち、鴨島町喜来地区に設置しております集積所につきましては、搬入される資源化ごみの総量に対して、施設の収容量が少ないことや主要幹線道路沿いで交通事故の危険性が高いこと、通学路であることなどから、市役所敷地内に移転することといたしております。

新たな集積所につきましては、市役所本館と東館の間の付属棟南側の敷地に、現在の2倍のスペースを確保し、年明けの1月4日からご利用していただけるよう、鋭意、準備を進めているところであります。

なお、現在ご利用いただいている喜来地区のモデル集積所につきましては、本年12月27日までの利用をもって閉鎖とし、施設を撤去することとさせていただきますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、これまで、資源化ごみモデル集積所では、修繕や衛生対策などによる使用停止期間中の搬入、資源化ごみ以外の持ち込み、分別方法などのマナーが問題となるケースがございましたが、今後もモデル集積所が市民の皆様の役に立つ施設として、安全にまた衛生的にご利用いただけるよう、しっかりと啓発を行ってまいりたいと考えておりますので、どうかご理解とご協力をお願い申し上げます。

### **3点目は、「移住定住・にぎわい創出の魅力度向上」についてであります。**

「中山間地域交流拠点整備事業」について申し上げます。

廃校舎となった旧種野小学校を、市内外の方々が交流できる多目的交流拠点施設とするため、本年2月から改修工事に着手し、9月25日には、内外装のリニューアルが完成したところでございます。

現在は、オープンに向けて、施設に必要な備品整備を行っているところでございます。備品整備が完了した後、まずは、美郷地域の方々を対象とした内覧会を開催する予定としております。

また、この施設をより多くの方々に知っていただき、親しみと愛着を持ってご利用いただくために、施設の愛称を広報誌やホームページなどを通じて募集してまいりますので、多くの方からの応募をお待ちしております。

### **4点目は、「成長する産業づくりの拡大」についてであります。**



「コワーキング・シェアオフィス『k i - d a』運営事業」について申し上げます。

市民プラザ1階南側の一角に、コワーキング・シェアオフィス『k i - d a』を本年5月25日にオープンし、シェアオフィス利用第1号として、東京都港区に本社を置き、吉野川市出身の方が代表取締役を務められている化粧品製造販売会社「株式会社アリエス」から、10月に利用申請をいただいたところでございます。

シェアオフィスの常駐社員として、市内在住の方、1名が新たに雇用され、11月12日から同社のサテライトオフィスとして、本格的に業務が開始されたところであります。

今後は、本市第1号となるこのサテライトオフィスを拠点に、同社と市内の事業者との交流が広がり、新たなビジネスチャンスに発展していくことを期待しているところでございます。

一方、東京で開催する予定であった企業誘致イベントにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために延期しておりましたが、12月2日にオンラインにより開催することといたしました。

本市初の試みではございますが、このイベントを通じて、県外の企業の方々に本市に興味をもっていただけるよう、しっかり取り組んで参ります。

**5点目は、「安心・安全なまちづくりの拡大」についてであります。**

「消防防災活動拠点整備事業」について申し上げます。

現在、山川町春日に建設中の「消防防災活動センター」は、既に建物部分が完成し、外構工事の最終仕上げの段階となっており、年内の完成を予定しております。

センターの完成後は、災害に備えた備蓄物資や防災資機材の保管、また、消防団の操法訓練などで利用するとともに、災害時には、支援物資の受け入れや、避難所等へ物資供給を行う地域内物資輸送拠点として活用してまいります。

なお、施設の名称につきましては、これまで仮称として「防災活動拠点防災センター」を使用してまいりましたが、本市の防災物資の備蓄や物資輸送等の拠点となることから、名称を「吉野川市防災備蓄センター」と定め、「安心・安全なまちづくり」に資するよう適切な運用を行ってまいりたいと考えております。

次に、今定例会に提出いたしております案件につきまして、主な概要をご説明いたします。

議第84号「吉野川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正」から、

議第86号「吉野川市職員の給与に関する条例の一部改正」につきましては、

国の「特別職の職員の給与に関する法律」の一部改正の内容や、徳島県人事委員会勧告等に鑑み、期末手当の支給月額を0.05月分引き下げる改定等、所要の改正を行うものです。

なお、これら3件の給与関連の条例案は、事案の性格上、本日、先議をお願いするものであります。

次に、議第88号「吉野川市国民健康保険税条例の一部改正」につきましては、

県が示す標準保険料率及び今後の国保財政運営の見通しに鑑み、税率の改定と軽減措置の拡充を行うため、所要の改正を行うものです。

議第90号から議第92号までは、「補正予算関係議案」です。

このうち、議第90号「一般会計・補正予算（第7号）」につきましては、

- ・ 高齢者のインフルエンザ予防接種の無償化事業として  
3, 0 0 0 万円
- ・ 去る10月の台風14号により被災した市道の災害復旧工事費として  
9, 7 0 0 万円

その他、人事異動や県人事委員会勧告に準じた給与改定に伴う調整など合わせて、1億1, 231万6千円を追加し、補正後の予算総額を、259億4, 820万6千円とするものです。

**次に、議第93号から議第100号までは、市施設に係る令和3年度以降の指定管理者の指定に関するものです。**

対象の施設、指定する団体や期間につきましては、議案書記載のとおりとなっておりますのでご高覧ください。

**次に、議第101号「教育委員会委員の任命」につきましては、**

本年12月21日をもって、野田<sup>の</sup>賢<sup>まさる</sup>委員の任期が満了することに伴い、新たに貞野<sup>さだの</sup>雅己<sup>まさみ</sup>氏を任命したため、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

**最後に、本日追加提案させていただきました議題102号「吉野川市特別職で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、**

冒頭に述べましたとおり、本市の厳しい財政状況に鑑み、令和3年1月から3月までの間、市長の給与月額のカット率15%を25%にするとともに、副市長及び教育長については、給料の10%をそれぞれ減額することについて、必要な事項を定めるものであります。

以上、概要を説明申し上げましたが、十分ご審議の上、原案どおり、ご賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

